

平成20年6月30日

【西川水資源政策課長】 お二方の先生方がまだお見えではございませんけれども、時間になりましたので、まずは資料確認をさせていただければと思います。配付しております資料リストというのがございますので、それに従ってご確認いただければと思います。

まず、淀川水系における水資源開発基本計画（案）という冊子、それから少し分厚い冊子で、説明資料Ⅰ、その後、説明資料Ⅱという1枚紙がありまして、その下に、まず資料1「委員名簿」でございます。資料2といたしまして、「淀川水系の概要」、資料3「現行「淀川水系における水資源開発基本計画」における水需給の状況等（総括評価）」という資料、それから資料4といたしまして、「淀川水系における近年の渇水状況」、資料5といたしまして、「淀川水系における水質の状況」、資料6といたしまして、「次期「淀川水系における水資源開発基本計画」の需要想定」、資料7「次期「淀川水系における水資源開発基本計画」掲上水資源開発事業の概要」、資料8、グラフが表面にあるものですが、「供給施設の安定性評価」、資料9「次期「淀川水系における水資源開発基本計画」の需給想定」、資料10、ちょっと分厚い資料ですが、「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」、それから「補足説明資料1・2」と書いてあります資料がございます。あと参考1としまして、「国土交通省水資源部における需要試算値の算出方法及び算出結果」、参考2といたしまして、「府県別の需要想定の方と結果」というものでございます。続いて、参考といたしまして、これは国土審議会関係の資料で1束、それから「議題（2）関係」と右肩に打ってあるものが1束、その後、「調査企画部会における総合的水資源管理の検討状況について」、あとは、右肩にプレスリリースと書いてあります、「国連「水と衛生に関する諮問委員会」「日本との対話」の結果について」。最後にご参考として、一覧にはありませんが、「水資源機構2008事業のあらまし」というパンフレットをお配りしてございます。

本日、ちょっと資料が多いのですが、お手元に全部そろっておりますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、早速でございますが、第9回水資源開発分科会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、幾つかご報告を申し上げます。

まず本日は定足数の半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立しております。なお、楠田委員及び丸山委員からは、所用のため本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、事務局側に人事異動がございましたので、ご報告いたします。4月1日付で水資源計画課調査室長が廣木謙三に交代しております。

【廣木水資源調査室長】 廣木でございます。

【西川水資源政策課長】 なお、本日の会議は公開で行っており、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、また議事録につきましても、各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。

一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中の発言は認められていませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局を代表いたしまして、水資源部長の上総よりごあいさつ申し上げます。

【上総水資源部長】 委員の皆様には大変お忙しい中、本分科会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

この分科会、今年度初めての開催でございます。この分科会で、昨年12月、気候変動などによるリスクを踏まえた水資源分野における対応策を調査企画部会において検討するようということをお決めいただきまして、先週もまたお集まりいただいて、大変熱心にご議論いただいている最中でございます。水量開発というところに大変ウエートを置いた今までの水資源政策だったわけでございますが、それをもう少し多面的に、マネジメントの目を持って進めるべきじゃないかというご議論をいただいているところでございます。

それから、国際的にも水の問題というのは大変関心事となっております、もう間もなく開かれます洞爺湖のG8サミットでも水が話題になるやに聞いているところでございます。また、後でご紹介申し上げますが、5月下旬には国連の水と衛生に関する諮問委員会が東京で開催されました。世界の水の有識者の委員会ですが、そのメンバーと日本政府の関係者で意見交換を行ったというようなことでございます。この有識者の皆さんとの意見交換の中で国土交通省から申し上げたことの1つですが、ユネスコが現在、各国の統合水資源管理計画をつくる上での、それを促進する目的でガイドラインをつくられるにあたって、これを日本国政府としても支援していくということを説明したところでございます。また、アフリカ開発会議、TICAD4でも水が大変テーマになりまして、そこに水の防衛隊として、日本の水の技術者をアフリカに派遣するということが表明されたところでござ

ざいます。

こういった国内外の水の問題、大変関心を持たれておりまして、ことしの骨太の方針の中でも、水のこと初めて、3行ばかりでございますが、明記されました。大変、関心と呼んでいるところですが、我々、水を担当する部局としてこれからはしっかりやっていきたいなと思っているところでございます。

今日は淀川のフルプランの改定についてのご議論をいただくわけですが、その他のフルプラン水系についても順次見直しを進めてまいりました。本分科会での審議をいただきながら進めてきたわけでございますが、吉野川、木曾川、筑後川、豊川については既に全部変更を終わりました。現在、利根川、荒川水系について、もう間もなく最終的な閣議決定に至る手続を今進めておるという状況でございます。吉野川につきましては、もう中間評価をしようという作業にも部会のほうで議論をいただいているという状況でございます。

そういった中で、きょうご審議いただきます淀川水系のフルプランにつきましては、平成14年にこの検討が始められまして、一時中断いたしました。先般、この淀川部会において全部変更の案をおまとめいただきました。本日は、この部会でまとめていただいた計画案をご審議いただきまして、できましたら分科会としてきょうお取りまとめをいただきたいと考えているところでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【西川水資源政策課長】 ここで虫明分科会長にごあいさつをお願いいたします。

【虫明分科会長】 虫明です。どうぞよろしくをお願いいたします。本日は、委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私から特段あいさつをするようなことはございません。上総部長が非常に丁寧に最近の事情からこの淀川の審議の背景などもお話しになりましたので、本日はどうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。また、会場内の撮影はここまでとさせていただきます。ここからの議事進行は、虫明分科会長によりお願いいたします。

【虫明分科会長】 本日は、まず淀川水系における水資源開発基本計画の全部変更について審議した上で、事務局から幾つかの報告を聴取することとしております。

それでは早速、第1の議題であります「淀川水系における水資源開発基本計画」の全部変更の審議に移ります。

本件につきましては、以前に国土交通大臣から国土審議会の意見が求められ、本分科会に検討が委任されております。これを受けて、淀川部会において調査審議が行われました。本日、同部会での議論を踏まえた次期計画案とそれに関連する資料が用意されておりますので、本日は、次期計画案を中心に議論し、その議論の終わりに取りまとめを行いたいと考えております。

進め方としましては、まず淀川部会の飯嶋部会長から部会における調査審議の経過と結果を報告していただきます。次に、部会で取りまとめられた次期計画案や配付資料を事務局から説明してもらいます。

それでは、淀川部会における調査審議の概要について、飯嶋部会長からご報告をよろしくお願いいたします。

【飯嶋特別委員】 それでは、淀川部会における調査審議の概要につきまして簡単に報告いたします。お手元にごございます説明資料Ⅰの２ページから、「淀川水系における水資源開発基本計画」の全部変更に関する主な経緯と、それに続きまして、参考１から参考６と、各部会等の議事概要がございます。適宜ご参照いただきながらお聞きいただきたいと思います。

この淀川水系における水資源開発基本計画の全部変更につきましては、平成１４年に水資源開発分科会長から淀川部会長に付託されました。これを受け、淀川部会を、計６回開催いたしました。途中、府県需給の抜本見直し作業のために中断した時期もございまして、昨年の１１月から３回目以降を集中的に現行計画の評価、次期計画の需給想定、供給施設の安定性、次期計画の案文等に関して調査審議を行ってまいりました。

部会を通じての検討の中で、次期計画の策定に向けて留意すべき事項として、次のような指摘がなされました。例えば琵琶湖開発が完了して、阪神地域の需要に供給がほぼ追いつき、一部の上流支川については水源開発が必要な地域もあるが、淀川水系全体では水資源開発から水資源の総合的な管理の時代になってきていること、フルプラン水系では全部変更の検討を平成１３年度から行ってきており、その最後となる淀川水系では、これまでに全部変更した他水系での議論も踏まえて、その他重要事項などの記述に当たっては、今後の水資源管理を意識した内容をできるだけ記述することが望ましいこと、阪神地域の水資源の依存状況から見ると、水源としての琵琶湖に大きく影響されるため、水量、水質及び自然環境のいずれの面においても琵琶湖を重視する必要があること、その他水資源の重要事項の中では、地下水の利用や保全のあり方、今後の渇水調整のあり方、地球温暖化に

伴う気候変動による水資源へのさまざまな影響への対応策などについて調査検討をすすめる必要があることなどがございます。

このような審議を経て、次のように次期計画の案を取りまとめました。平成27年度において都市用水が淀川水系に依存する需要の見通しを毎秒約114立方メートルとし、平成12年度目標としていた現計画より約2割下方修正しております。

また、この需要に対して、近年の降雨状況の変化を踏まえた上で、地域の実状に応じて安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とし、このため必要な施設整備を行います。今後完成する施設と、これまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる都市用水の水量は、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況をもとにすれば、毎秒約111立方メートルとなります。

また、第3章のその他水資源の重要事項については、部会委員からさまざまな意見が述べられましたので、私のほうで文章を整理させていただきました。

なお、直近に開催された第6回の淀川部会においては、供給施設について淀川水系河川整備計画原案ベースで審議を行い、計画内容として特段問題はないということになったところがございます。その後、淀川水系河川整備計画案が提示されまして、この計画案と水資源開発基本計画の第2章の施設の建設に関する基本的な事項の内容とは整合性をとる必要があることから、案の内容を確認いたしましたところ、原案と同じでございました。また、それぞれの事業の工期については、部会においては精査中ということで審議を行いましたが、その後精査できましたので、淀川部会の委員の皆様にもご確認をお願いいたします。本分科会にお諮りした次第でございます。

以上が6回にわたる淀川部会の審議の要約でございます。なお、次期計画案の具体的な内容につきましては、事務局に説明をお願いいたします。

【虫明分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、部会において取りまとめられた次期計画案と配付資料について事務局から説明していただきますが、説明をわかりやすくするために、まず次期計画案の第1章の「水の用途別の需要の見通し及び供給の目標」、並びに第2章の「供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」、及びこれらに関連する資料について説明いただき、そこでいったん、審議、質疑の時間とさせていただきます。次に第3章の「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」とそれに関する資料について説明を受けて、その後で全体についての委員の皆様にご審議いただきたいと思っておりますので、

よろしくお願ひいたします。

それでは、第1章と第2章及びこれらに関連する配付資料について、事務局から説明してください。よろしくお願ひします。

【田中水資源総合調整官】 それでは、ご説明いたします。

まず今回、かなり資料がございますので、先ほどご案内いたしました配付資料一覧を見ただけだかと思ひます。こちらにありますように、説明資料Ⅰは、きょうポイントとなる資料として整理してございます。それから説明資料Ⅱとして、資料2の淀川水系の概要から資料9の需給想定まで、こちらが本文の第1章、第2章に関連するところでございます。説明資料Ⅰをご説明しながら、必要などころについては説明資料Ⅱの2から9までをそれぞれご案内するという仕方にさせていただきたいかと思ひております。

まず大きな説明資料Ⅰの8ページ目でございます。今回、取りまとめました次期「淀川水系における水資源開発基本計画（案）」の骨子ということで、ポイントになるところをまとめてございます。

まず目標年度としましては、平成27年度。それから用途別の需要の見通しとして、都市用水の需要、これは全体需要量という形で関係府県における需要想定の結果、それから国の試算値というような形でのもので比較しながら設定してございます。それから農業用水のほうの需要見通しは、農林水産省における事業別の計画等により設定しております。それから供給の目標でございますけれども、都市用水につきましては、近年の少雨化傾向を踏まえた、近年20分の2と、20年で2番目の流況についての安定供給可能量というものを目標としております。

大きな2つ目といたしましては、供給の施設の事業の関係でございます。継続事業として川上ダム建設事業、天ヶ瀬ダム再開発事業、それから大阪府のほうの安威川ダム、こちらの3つの必要性を計画に位置づけてございます。

それから3番目のところのその他水資源の重要事項と、このところが7項目から12項目にかなり項目数を追加しているという形でございます。今回の淀川フルプランにおきましては、真ん中辺にございますところの地球温暖化への対応策の調査検討、具体化の推進、それから下から3番目の水資源開発施設の利水の縮小・撤退時の措置、それから利水者及び関係機関等の連携、この項目が淀川水系のその他重要事項として新たに追加されている、他の水系でも見られなかった部分でございます。この辺のところがいろんな面で議論していただきまして追加していったという形でございます。

続きまして、9ページ、10ページでございます。こちらが現計画、平成4年8月決定いたしました、直近は13年9月に一部変更しておりますけれども、12年度目標年次の計画でございます。左側が現行、右側が変更案でございます。

こちらの中で、第1章ということで需要と供給というところでございます。アンダーラインで引いてあるところが現計画との変更点でございます。ポイントになりますのは、27年度目標になっていること、それから各ほかのフルプランでも記載してございますけれども、「また」以降の経済社会の諸動向、これらを必要に応じて見直すという部分を追加させていただいています。

それから、(1)の用途別の需要の見通しというところでございます。こちらにつきましては、都市用水、水道用水と工業用水、これを合わせたもので需要全体をこの淀川水系に依存する部分は毎秒約114立方メートルでございます。この内訳として、水道用水が97立方メートル、それから需要の見通し、工業用水については約17立方メートルという形でございます。

左側のほうの現計画は、新規増分ということでございまして、変更案では都市用水全体需要量という形で押さえてございます。したがって、左右をそれぞれ、数字として対比できる状況ではないんですけれども、このような形で整理をさせていただいています。

それから、農業用水については、増加分ということでございます。この形は現計画、変更案とも変わりございません。増加する農業用水の需要の見通しは、変更案では約6.6立方メートルでございます。

ここまでのところ、需要のところについて、説明資料Ⅱのほうをちょっとお開きいただきたいかと思えます。説明資料のポイントになりますところをざっと説明させて頂きたいかと思えますけれども、資料2が淀川水系の概要でございます。こちらのほうは、琵琶湖の宇治川、それから東からは木津川が、西からは桂川がと、三川合流して淀川になって、大阪湾に注いでいるということでございます。土地利用等も山林等が約半分、水田が4分の1、宅地等の市街地が2割、その他が約8%と。かなり高速道路とか鉄道網が集中しておりますし、下流部のところは大阪市、それから中流部に京都、それから上流にはその他数多くの衛星都市を抱えているという形でございます。上流域になりますと、国定公園、琵琶湖国定公園をはじめとするものがあるということで、自然環境もかなり恵まれていると。流域全体はかなり広いという形でございます。

2ページ目のところでは、こちらに、安定供給可能量とか、そちらのほうに出すときの

いろいろな部分でちょっと影響があるということで、気候区分が淀川水系は4つに分かれているということがございます。日本海型の気候に属している琵琶湖北部、これは雪の関係があるということがございます。それから太平洋型気候に属しています木津川の上流部、それから秋雨前線とか梅雨の前線の影響を受けやすい西側の桂川上流部、それから猪名川上流部。それから瀬戸内海気候区に属する中・下流の淀川の部分という形で、4つの気候のあり方がかなり違っていることというところがございます。

治水の概要等については省略させていただきますけれども、3ページ目のところに琵琶湖の瀬田川洗堰、こういったものが明治から整備されてきている、琵琶湖開発事業においても改修等がなされてきているという状況でございます。

もう一つ、利水の状況ということで、資料2の6ページでございます。こちらも従来、琵琶湖が中心になっていたということもありまして、明治に入りまして、琵琶湖疏水1期、2期、これが明治27年、45年に京都市のほうに水が送られてきたと。それから38年には先ほどの琵琶湖から瀬田川に流れ出るところの洗堰、これを設置して、琵琶湖の水位を人工的にコントロールを始めたということがございます。

その後、大阪市を中心とする地域産業経済が急速に伸びていったということございまして、ちょうど戦中の昭和18年から戦後の27年にかけて、淀川第1期の河水統制事業ということで、利水の対策も含めてやっていたということがございます。それでもまだ需要はどんどん伸びていったということがございまして、旧淀川の維持流量毎秒70立方メートルを毎秒60立方メートルに、暫定的に10立方メートルほど生み出すということで、これが長柄可動堰、淀川大堰というところになりますけれども、そこで水の開発をしました。

それからさらに今度は上流の高山ダム、青蓮寺ダムなどの多目的ダムの建設、それから昭和46年、47年にフルプランの関係で正蓮寺川利水とか琵琶湖開発、室生ダム、一庫ダム、布目ダム、比奈知ダム、こういったものに対処してきたということで、まず淀川、琵琶湖、それからまた淀川をやって、それから上流のダム群それぞれを開発してきたという利水の経緯がございます。

そういった前提の中で、次の資料3でございます。平成12年度目標における現計画の総括評価ということでございます。

3ページ目に水道用水としての総括ということで、平成12年実績が約毎秒87.6立方メートル、需要想定が約121立方メートルでございますので、こういったところからす

ると、かなり想定したよりは需要が伸びていないという状況でございます。

ポイントになりますところが5ページ目のところです。水道用水。④のところですね。1日平均給水量、これが平成12年想定では1人当たり約472リットルということでございますけれども、現計画を立てました平成2年実績427リットルから403リットルに下がっているという状況で、個人レベルでの需要というのは実績は伸び悩んでいる状況でございます。なおかつ⑥と⑦の今度は正味量に対していろいろ供給するところの利用量率ですとか負荷率の部分ですけども、こちらのほうはかなり効率的になってきているということがございまして、トータル的には全体で3割ぐらい需要のほうで、実績のほうで想定に対して下回っていたと。

下のほうでございますけど、ここで量的なところでございますけれども、大阪府が約17トン、それから兵庫県が約7.6トンということで、阪神地域のところでのやはり需要の伸びというのがある程度抑えられてきたということが影響しているということでございます。

7ページ目に工業用水の関係でございます。こちらにも図3で見ますと、平成12年想定値が22.3立方メートルに対して、12年実績が12立方メートルと。平成2年実績の15.1立方メートルが平成12年実績では12立方メートルですから、かなり下がりぎみの傾向になってきているという状況でございます。要因的には8ページでございますけれども、やはり大きく影響しているのは、工業出荷額の伸びのところ、それから補給水量原単位、これも若干下回っている。なおかつ補給水量のところですね、⑥のいわゆる構成のところは工業用水道にかなり依存するのではないかと、12年想定では約56.1%ぐらい使うのではないかとということですけども、これが4割を切っているということで、トータル的には約45%ぐらい下回ったというような状況でございます。

これも、下の表のところを見ていただきますと、大阪府のところは7.2立方メートル、それから兵庫県が2.55立方メートルということで、工業用水道のほうは滋賀、大阪、兵庫でございますけれども、これも阪神地域の需要がかなり半分程度というような状況であったということが効いているということでございます。

それから9ページ目、農業用水でございます。農業用水については、日野川土地改良事業と大和高原北部土地改良事業、こういったもので1.1立方メートルを確保しているという状況でございます。

全体として、供給目標と必要な施設の建設の状況ということで、11ページ目の棒グラ

フを見ていただきたいと思います。

一番右側に合計ということで記載してございます。途中で開発を予定していたものを取りやめたり、そういったこともしております。開発予定水量としては、トータルで計画としては50立方メートル、それに対して平成16年時点では47.4立方メートルという形でございます。

12ページ目でございます。こちらのほうに、この内訳としてちょっとございます。約50立方メートルというところがあったわけですが、そのうちの40立方メートルは琵琶湖開発で確保済みになりまして、関連するところで手当て済みということで48.9立方メートルと。

それから事業実施中の施設として、大戸川、丹生、猪名川、括弧書きしてございますけれども、これは利水が完全撤退ということになっているということでございます。これらを含めて、あと川上ダムの1.1トンも最終的にはフルプランでは約0.3トン、それから安威川ダムのところも0.9トンが0.1トンということになりますけれども、こういったことで大幅に水源開発のほうも整理してきたというところでございます。

それから、15ページでございますけれども、不安定取水の状況ということで、これは17ページにも記載してございますけれども、ほぼ12年度時点で不安定取水は解消されてきているということです。一部のところは残っていますけれども。

それから、地盤沈下の状況は、全般的に沈静化しているというところでございます。

こういったところで、数字的なものも含めて評価させていただいているところでございます。

それから、続きまして、渇水の状況について、資料4の2ページ目でございます。ちょっと特徴的なところを述べさせていただきたいと思います。ここには、3ページにもちょっと記載してございますけれども、明治27年から平成14年まで約26回、琵琶湖における水位低下、いわゆる渇水というのが現在、既知のものとしてございます。近年20年間で見ますと、昭和58年から14年で見ますと5回ほど発生しているということでございます。

2ページ目で、淀川中下流と、それから琵琶湖というところでございますけれども、昭和61年と平成14年は、いわゆる取水制限等が秋から始まっているような渇水の形態を持っております。それに対して、平成6年、平成12年はある程度まだ暑さが残っている段階ということでございます。こういったところで、琵琶湖の水位の関係でいきますと、

ある程度暑さを乗り切って、容量が大きいものですから、台風等がないと、その後の水位に対しての操作をかなり慎重にしなければならないというのがポイントになるかと思えます。

そのほか、4ページ以降、渇水等の影響ということに記載してございますけれども、11ページ目でございます。実際のところ、断水とかというのは、局部的に見られるということで、かなり軽減している状況ですけれども、平成6年渇水ではかなり琵琶湖に特に水位的な問題で環境的なものがはっきり現れております。11ページ中ほどの写真でございますけど、太閤井跡のところ、右側の平6渇水では全く干上がっているということでございますし、湖北町の延勝寺付近の景勝地でございますけど、こちらも完全に干上がっている状況ということで、水位的には琵琶湖の水利用というのは、ベースの標準となっております150センチというのがあるんですけれども、平成6年は123センチまで下がったということで、未曾有の状況であったというところでございます。

それから14ページでございます。平成6年渇水の状況の中で、図5-1の②のところでございます。上流ダム群、それから琵琶湖から補給している状況ということでございますけれども、緑で着色してあるところが琵琶湖からの補給量です。それから青で記載しているのが木津川、桂川等からの上流ダム群からの放流でございます。ほとんどのところ、9割以上のところは琵琶湖に依存しているという形でございます。

こういった中で、上にある①のところは琵琶湖の水位の状況でございます。平成6年、ちょうど8月22日から10月4日まで1メートルを切るような状況になって、かなり懸念されたということですが、このときは台風等でかなり雨が降って回復したという経緯でございます。

あと資料5として、水質の状況、琵琶湖の全循環とか、そういった資料もございまして、もし後ほどお時間あればご覧いただきたいと思えます。

ポイントになりますのは、資料6のところでございます。こちらが需要想定ということでございます。6ページまでは通常の推計でございますので、ポイントになるところからご説明させていただきたいと思えます。

需要のポイントでいきますと、16ページのところでございます。こちらが大阪府の水道というところでございます。こちらで見ますと、国の重回帰モデルではじいているところは毎秒51.42立方メートルということでございます。それから府のほうの推計では毎秒54.6立方メートル。大阪は、大阪市の水道と、それから大阪府の広域水道という形で、

2系統で行われていることがありますので、ここで分けて推計を行ったものを合算していただきます。

四角で囲んである16ページの中ほどぐらいのところですね。国の原単位のほうで、水道需要の原単位は大体272リットル、平成27年ぐらいになるのではないかと。これに対して、市以外、これは大阪府営のほうですけれども、これが大体250リットル/日・人。それから大阪市が269リットルということで、ベースとなるところはほぼ差がないような状況でございます。一方、国と府で差がございましたのは、都市活動用水等の新規加算分ということで、そういったところをチェックいたしまして、地域の状況ということで府の値を採用しているということでございます。

こういった中で、17ページのグラフをちょっと見ていただきたいと思うんですけれども、赤く色をつけているところが水需要の正味量的なところなんです。これに浄水場とかのロス率とかを入れて、青の部分が乗っかってくるような形です。若干、大阪府全体では赤の部分が増えきみですけれども、やはり青の部分のところ、利用量率相当分、負荷率相当分、有収率相当分というところが若干、多目になってきている傾向がございまして。

もう一つは、工業用水のほうですね。こちらのほう、28ページのところでございます。①として水資源部の試算ということで毎秒8.7立方メートル、それから府による需要想定値ということで11.17立方メートルとございます。

29ページの下側のグラフを見ますと、平成16年が6.5立方メートル。平成13年ぐらいまでには10立方メートルをちょっと切っているかなぐらいだったんですけれども、下がり傾向にあります。これが平成27年の想定では11.17立方メートルということで、かなり量的に多いので、国の方でもどうなのかということでいろいろチェックしましたところ、大阪市については、国と同じような需要、業種別の重回帰分析を行っていました。

それから府営の工業用水道のほうは契約水量から求めているということでございまして、単純には比較できないということでしたが、それぞれ現行の契約部分なり必要なベースの部分を見まして、国との差の部分、ここがどれぐらいの量になっているのかということなんです。この部分については、造成地、それから未利用地、未利用地というのは工場が撤退したところ等ございまして、そういったところで再誘致ですね、そういった部分ということも確認いたしまして、27年までに需要が見込まれる部分というところをチェックいたしまして、この数字で整理しているということでございます。

これだけではちょっとわかりにくいというのがございまして、補足説明資料1・2と

いうのをご覧ください。こちらに19年度末の段階での工場立地動向調査ということがございまして、これの調査結果が速報で出ております。フルプランのほうで実績値として押さえているのが平成16年までのデータですので、それに対するものでかなりまだ需要が伸びるというのが、どういう裏づけがあるのかということで見ましたところ、左側の補足説明資料1の見開いていただいた左側ですが、こちらは敷地面積ですね。いわゆる工場立地の関係ですけれども、大阪、兵庫のほうで伸びが出てきています。これは業種的な部分もありますけれども、加工とかそういうようなところになるかと。近畿の臨海ですので、一般機械とかそういったところが伸びてきていると。これはやはり全国的な傾向で、右側のページでございますけれども、平成10年から14年ぐらいに大体底を打ち出しまして、立地件数、敷地面積等も伸びに転じてきているということで、全国的にかなり期待ができるような状況が見受けられるような状況でございます。

こういったことも確認しながら、需要のほうを整理させていただいて、34ページ目でございます。水道用水は6府県合計の需要想定値ということで毎秒105.79立方メートル、それから工業用水が毎秒17.15立方メートルという整理をさせていただいております。

それから36ページに農業用水ということでございます。下の(3)のところでございますけれども、新規需要水量として、愛知川地域で毎秒1.81立方メートル、それから琵琶湖周辺で毎秒4.82立方メートル、合わせまして6.63立方メートルの需要を見込んでいるというところでございます。

そういうようなことで、需要のほうはチェックして整理したというところでございます。以上が需要についてでございます。

続きまして、説明資料Iの、先ほどの本文の表にまた戻っていただければと。供給の目標のほうでございますけれども、こちらは都市用水全体としての供給量、これを近年20分の2で平成6年の枚方での基準点で見た場合ということで、毎秒約111立方メートル、それから計画当時の流況ということで134立方メートルということでございます。それから、滋賀県の琵琶湖の取水見込みの量、これも全体量として水道7.2立方メートル、工業用水1.7立方メートルでございます。

それで、もう一つは需給のバランスなんですが、資料9でございます。需要と供給ということでございますので、資料9の次期「淀川水系における水資源開発基本計画」の需給想定というところでございます。これの2ページ目をお開きいただきたいと思います。こ

れで記載してございますところの一番下のところ、都市用水の水道用水と工業用水を合わせたところでございます。平成16年の実績のところは毎秒約102立方メートル、これが平成27年、各6府県合わせますと123立方メートル。平成27年度目標の計画量ベースでいくと、供給量が145.4立方メートル。近年20分の2の状況で見ますと122.9立方メートルと。それから参考として記載してありますのが既往最大ということで昭和14年の流況でございますけれども、これが約110立方メートルで、水源的にはトータルで見ればほぼバランスされているという状況でございますが、需要のほうはかなり厳しい地域を見てまいりますと、この資料の6ページ、大阪の状況を見ていただきたいと思っております。都市用水全体で見ますと、平成16年度の最新実績では毎秒54.5立方メートルが平成27年時点では65.8立方メートルぐらいになるのではないかと。平成27年の計画量での供給量が77立方メートル。それに対して、近年20分の2で見ると62.6立方メートルということで、約5%ぐらいまだ供給が追いついていないという状況ですけども、これは需要の抑制とかいろいろなことを今後、大阪単位では考えていかなければならないということでございます。

ちなみに右側の7ページの兵庫県の方を見ていただきますと、ほぼ22立方メートルに対して、近年20分の2では23立方メートルですので、ほぼ供給が充足されているということでございます。県によりまして、需給バランスが違っているという状況でございます。

続きまして、説明資料Iの本文の見開きのほうの11、12ページ、第2章をお願いしたいと思います。こちらでは、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項ということで、下線で書いてございますように、経済社会の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト削減の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとするということで、ダム開発を含めた水源のマネジメントですね、個別事業のところをきっちりやっていくということでございます。それから、14ページに個々の施設を書いております。

何度も何度も申しわけないんですが、今度は資料7をお願いいたします。個別事業、揚上水資源開発事業の概要ということで、こちらに1ページ目に今回、現行と変更で、まとめてございます。完了して削除するものがあって、それから引き続き継続になるものとして川上ダム、天ヶ瀬再開発、それから安威川ダムと。利水撤退のため削除になるものということで、大戸川、丹生、猪名川総合開発、それから事業中止ということで、宇治山城土

地改良事業、愛知川土地改良事業が削除です。

対比表 1 4 ページの川上ダムにつきましては、今の資料 7 を 1 ページ開いていただいて、2 ページ、3 ページ目に概要を記載してございます。事業目的、新たに流水の正常な機能の維持の中に含むものということで、括弧書きで「既設ダムの堆砂除去のための代替補給を含む」ということで、3 ページ目の容量配分図のほうに記載させていただいておりますけれども、流水の正常な機能の維持という大きなものの中に、いわゆる従来の流水の正常な機能の維持、これが 3 0 0 万トン、これに新たに今回、既設ダムの堆砂除去のための代替補給ということで 8 3 0 万トンということでございます。こちらについては、木津川のダム群の堆砂の状況を、例えば比奈知ダムとかですが、これら全体の堆砂の状況を見まして、5 0 年間で浚渫、陸上掘削、こういったものを比較いたしまして、川上ダムの容量としては 8 3 0 万トンぐらいでかなり効率的、経済的な面から比較して設けようということで今回、治水のほうで整理しております。

それから、利水の状況なんですけれども、水道用水は三重県のほうが毎秒 0. 3 5 8 立方メートルに減量いたしまして、あとの部分については奈良県と西宮市はそれぞれ撤退し、発電も取りやめでございます。

こういったことで、変更案のほうで事業目的、それから事業主体、これは水資源機構に正式名称の切りかえと。新規利水容量は、三重県の減量後の水道約 3 5 0 万トンの新規利水容量。それから有効貯水量が全体をまとめてみますと 2, 9 2 0 万トンと。予定工期が平成 2 7 年度までという形で整理させていただきました。

続いて、1 6 ページでございます。天ヶ瀬ダム再開発事業でございます。こちらは予定工期 2 7 年度ということで予定しているということでございます。

それから、1 8 ページでございます。下のほうに入れてございますけど、その他事業です。こちらのほう、事業主体は大阪府の安威川ダムが継続でございます。先ほどの資料 7 の安威川ダムのほう、一番後ろになりますけど、6 ページ目でございます。こちら利水の量が縮小してございまして、毎秒 0. 8 8 立方メートルあったわけなんですけれども、これを見直しまして毎秒 0. 1 2 8 立方メートル。約日量 1 万トンぐらいというところに規模を縮小しております。こちらの事業は、大阪府の財政再建プログラム案のほうでダムの継続も妥当だという判断がなされております。

それから、1 8 ページに上記事業のほか、既に完成しているということで、改築計画を行い、適正な事業管理を行うということを記載しました。丹生ダム建設事業のほうはフル

プラン事業の水資源開発からは利水撤退ということでおろしておりますけれども、継続して丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査というのを行ってございまして、これが当面の間、水機構のほうで行うということでございます。この部分については、利水撤退により必要となった部分の調査を行っていくということでございます。

以上が全体的な第1章、第2章の、ざっと駆け足でご説明したところでございますけれども、数値的な部分を表に整理したのが資料1の25、26ページ、農業用水のほうは27ページの一覧表で整理してあるところでございます。

以上、事務局からでございました。

【虫明分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの第1章の「水の用途別の需要の見通し及び供給の目標」、第2章の「供給の目標を達成するための必要な施設の建設に関する基本的な事項」についてのご説明に対する質疑をお願いいたします。どうぞ、ご自由にご発言ください。いかがでしょうか。

では、ちょっと私から1つ。琵琶湖周辺の新規の農業用水の需要ですが、これは琵琶湖から直接ポンプアップして使うような形の需要なんではないでしょうか。その場合に、この式の意味がよくわからないんですが、資料6の36ページですね。還元は考えるんですか。琵琶湖のようなところだと。取水して。

【田中水資源総合調整官】 農業用水の需要、資料6の36ページのところ、1.81トンと4.82トンと駆け足でちょっとご説明したところでございますけれども、ここは、新規需要水量の1.81トンというのは、39ページの愛知川地域の営農状況ということで39ページ。40ページのところにそちらの地域の新規分のところの粗用水量と利用可能量ということで、40ページのところでちょっと不足量を記載してございますけれども、この部分については、上流からの水を開発して、水を送り込むというところでございます。これが1.81トンのところに相当するところです。それからもう一つ、4.82トンというのが、琵琶湖周辺というところで、これがポンプアップしていくところになります。

ですから2つの地域がございまして、上流側は水源開発をして手当てをしなきゃならないと。もう一つは、下流側のほうは琵琶湖からポンプアップの逆送というような形の2つになっているということでございます。

今回、この計画がまだ確定していないということがございまして、需要のほうだけを計上してございまして、計画が固まりましたら供給施設、こういったものを位置づけていきた

いということでございます。

【虫明分科会長】 私の質問は、こういう琵琶湖のようだと、ポンプアップしてもまた水が返ってくるのではないかと、そういう還元量、農業用水の水田用水の還元量のようなものは、こういう計画で見込むのか、ということなんです。

【田中水資源総合調整官】 もちろん大規模な逆送をするのか、段階的にやっていくのか、それから反復利用的なものをブロックごとに分けていくのかとかいろいろありまして、計画を現在立てているということでございます。もちろん還元的なものも見込みながら全体では見ていると思いますが、それは計画がまだ固まっていないので、この場ではきちんとご説明しづらい点ではあるんですけども。

【虫明分科会長】 はい、わかりました。どうぞ、山本委員。

【山本特別委員】 需要想定のところ、全体的には都市用水の想定は妥当だと思うんですけど、ちょっと内容について質問したいんですが、例えば工業用水道は、今、資料3の8ページと、資料6の29ページを見ていますが、工業用水道そのものは実績値が想定値に比べて落ちてきたと。ただ、資料3の8ページの、特に大阪府、兵庫県の例の平成12年の実績の中で、工業用水それ自体は落ちているんだけど、地下水の補給量に関しまして、想定値、大阪府の場合は、平成12年の想定値が0.37立方メートル毎秒であったのが1.35と、4倍ぐらいになっていると。それから兵庫県の場合も0.22から0.62で3倍近くになっていると。要するに地下水の補給という意味でいうと、地下水がより使われる方向になってきているわけですね。そのときに、資料6の29ページであります、工業用水道の実績、平成12年から16年が随分落ちていきますね。これは、いわゆる工業用水そのものがほんとうに必要ななくなってきたのか、地下水をさらに使うようになってきたのか、その辺はどちらなんだろうかね。それは、今後、あとのその他のことに関係してくると思いますが、今後、地下水は適正に利用しなければいけないけれど、特に大規模取水につながる工業用水に関しては注意しないと、また地下水障害、地盤沈下も含めてですけど、そういうものを引き起こす可能性があるんで、そこは注意深く見守っていかないといけないと思いますので、ちょっと状況をお伺いしました。

【田中水資源総合調整官】 ご指摘のとおり、総括評価では、地下水の利用のほうは、その抑制が実は思ったほど、特に大阪の工業用水が進んでいなかったという状況です。

資料6の29ページでちょっとわかりにくいところがあるんですけども、これは本来であれば、表の上から3番目のところまでは、きちんと全体量が入らなければいけないんで

すけれども、大阪市と大阪府が別々の需要想定をやっていたということもあって、そこがちょっと反映できていないというところがございます。このところが、実は3つ目のところに工業用水道、それから(3)のところに地下水ということで、いわゆる水源の内訳的なものがあるんですけども、このところは、工業用水道が配っているのは大体もうほぼ100%表流水です。このところが、実は地下水のところ若干押さえ切れていないというところがございます、このところがちょっと資料的に不足しているというか、確認がとり切れなかった点でございます。

全体的に見て、工業用水道のほうは回収率もかなり上がってきて、もうほぼ頭打ちになっているというのが、これは平成2年から16年実績の④のところを見ていただくと、86.5から90%まで上がってきているというのがわかります。回収率は伸びています。ただ今回、平成27年想定では、試算の関係でちょっと出てこなかったということなので、回収率は上がっていますが、ただもう90%まで来ていますので、ほぼ限界かなと。こういったところで、地下水利用についての整理が不足している点がございます。

ただ、工業用水道からは地表水での手当てということでございますので、そのところはもう少し引き続き調査なりをしていく必要がある部分かと思えます。

大口、工業用水のほうで地下水を使っているという傾向はまだあるかという、大分落ち着いてきているとは聞いていますけども、先ほどの総括評価にありますように、年度を切ってきてちゃんと調査をすると、量的な部分がまだ切りかえが終わっていないという状況はやや見受けられる状況です。

【虫明分科会長】 よろしいですか。

【山本特別委員】 はい。

【虫明分科会長】 じゃあ、佐々木委員。

【佐々木特別委員】 質問の範囲は、基本計画のいわゆるフルプランの大きな1と2の範囲ということですか。

【虫明分科会長】 今は、はい。

【佐々木特別委員】 2つ伺いたい。1つは、先ほどご説明があった将来の需要の想定ですが、既にいろいろ出てきていて、特に我々が非常に興味を持っているのは、国の試算値というよりむしろそれぞれの現場というか、自治体が需要想定して、その結果というものが出てきている。それが国の試算値と乖離がある場合、一般論でいえば現場から出てきたものを尊重して、というのは現場はそれぞれの地域のいろんな実状をよくわきま

ているだろうということで、それを尊重して需要の現場から出てきたものを我々はこれまで「妥当」としてきたと思うのですね。ただ、そのとき我々いつも思うのは、これまでもほかの水系でも同じなのですが、現場から出てきた将来の需要の想定値というのは、そこに至るまでにいろいろな自治体の中の、あるいは市とか町とかいろいろ、そういうものの思惑というか、利害の対立がありうると思うのですね、きっと。そういうようなものを「調整」した結果としての値がここへ出てきているのだと思うのね。しかし、我々はここでそのプロセス、その最終的な需要値が出てくるまでの、現場におけるいろいろな「調整」というか、利害が対立したものをいろいろ調整して、これには非常に時間がかかってでてきた結果としての値だと思いますが、その調整のプロセスまでは、われわれは、部会では追究しないし、ここでその事情等々を直接お聞きしてはいないわけですね。我々はここでは地域から出てきた値を尊重するという扱いをやっている。

同じようなことは、「供給」の目的ですか、「これを達成するための施設の建設等」にも絡んでくるわけです。つまり今、特にこの淀川近辺ではダムの問題で対立が起こっている。これは報道を見たらわかるのですが、そのときに、例えばその流域委員会と近畿地方整備局の意見が対立している。そのとき、さっきの言葉を使えば「調整」ですね、それが必要なわけですが、その調整のプロセスそのものを我々は全然関知してはいない。直接はね。あるいは両方の2つの対立する意見そのものを聞く機会もないし、基本的には主として新聞報道等々で見ただけでという感じなのですね。しかし、それも、先ほどの「需要」等々のケースと同じように、その結果のみを問題とするだけですね。利害の対立のプロセスとか調整のところは問わないのですね。ここではね。ただ出てきた結果のみを尊重するというやり方で、この部会の運営の仕方というのはそれでいいのでしょうか、確認というか、それでいいのですかと、それを1つお聞きしたい。

もう一つ聞きたいのは、新聞等々によると、一部の自治体の首長が、優先順位等々の、つまり自分の自治体でいろいろやりたい事業がある。その事業と、ダムならダムの建設、そういうような事業との優先順位等々の問題について、非常に、真っ向からは反対していませんけれども、優先順位の順番が第1位か第2位かというあたりではいろいろ問題があるみたいな報道があるわけね。それに対して、地方整備局の局長さんの方では、「調整」するという余地があるようなニュアンスのことが書かれている。あるいは河川法ですか、等々によって、またこの水系の6つの地方自治体の首長にまたいろいろ説明をして、もしその結果、反対等々が起こった場合には「凍結」ということがあると書かれている。その場合

に、その「調整」とか「凍結」というものと、我々がきょうここで淀川フルプランの一応最終回というふうに先ほどおっしゃったと思うのですが、本日ここでその案が固まるとして、その固まったものと、その「調整」とか、あるいは「凍結」というのは、どういうふうに関係がかわってくるのか。その2つを教えてください。

【虫明分科会長】 じゃあ、お答え、まず田中さんから。内容によっては部長さんからもということ。

【田中水資源総合調整官】 まずフルプランでは、説明資料Ⅱの資料6ですね、こちらのほうで2ページでも挙げていますように、関係府県のほうの基礎調査をしていると。需要についても聞きし、それから供給についても聞き取りをしております。

需要については、かなりずれがあるとまずいという、その違いは何かということが、やはり伸びていた時代がありますので、国のほうで試算値をはじいて、それでチェックして、その部分はどうなのかということで需要のほうのチェックをして、その部分は今回は6府県とも区画整理とかそういったような新規の需要もあるからというところが確認できましたので、需要のほうは了解でしょうということで、いずれも府県のほうの需要想定値を用いております。

それから供給想定の方については、資料等でお示ししたとおりに各府県から、府県のフィルターが入っていると言ったらそれまでなんですけれども、府県の意向というような形で、利水についてはこの施設に乗るんだという形で挙げていただいています。

そういうことで、フルプランとしては水資源開発促進法ということで整理しております、供給施設については一部、河川整備計画の関連もあるというところがございます。

そこは2つ目の問いのところになってくると思うんですけども、今後、河川整備計画のほうは関係の6知事とやって、いろいろな状況を見ながら調整なり、いろいろな凍結とかそういったケースもあれば、それは考慮しながら進めていくということになるかと思えます。そうすると、今回かかわってきそうなところは、供給の施設が1対1になるのかどうか。今までのフルプランでは、供給のところでは、実は需要はあるのだけれども、供給施設の事業化が追いつかなくてという形でやっておりました。今回は、ほんとうに絞り込んで絞り込んで、工業用水ももうほとんど、増分については要らない、それから工業用水で廃止された、例えば臨海工業用水などが廃止になって、その分は大阪府の水道に転用して、したがって大阪府営水道が上流ダム群開発からおりていったという経緯もございましたので、そういう整理の中で、仮に残っていますのは上流利水の部分だけなんですけれど

も、その値なり扱いについて、仮に凍結なり、あるいはそういうような状況になれば、供給施設としての手当てをどうするのかというのはまた検討をある程度時間をかけながらやらなければならない。すぐ結論が出ることではないと思います。そうしますと、暫定的な取り扱いとか、フルプランのほうでいいますと、「とりあえず」というような扱いになりながら、需要はあるんだけど供給事業がないんだと、その不足をどう埋めていくのかということで、それが整理された段階でまた部会のほうで議論して、一部変更なりそういう対応になるかと思っています。

ですから今回、大きなフレームとしては、もう開発の部分というのは上流のところに限られている部分がありますので、全体の、先ほど言いました百十何トンとかそういう世界では、もうほぼ淀川水系全体としては整理ができると思うんですが、一部のところでは、そういう「とりあえず」というような扱いも出てくる可能性はあるということです。ただ、それについては、どのような形でフルプランとして取り扱いをしていくかというのは、ちょっと状況を見ていくということになると思います。

【上総水資源部長】 今、田中のほうからご説明したのが大体だと思います。同じようなことになるかもしれませんが、もう一度言いますと、資料6のところ、各府県からこれぐらいの水が必要だという資料が出て、これは先ほど申し上げたように、それを我々、鶴のみにはしておらない。それぞれこういう開発計画があるといったことを、その開発計画の細かいところがどこまで詰まっているかということまで我々見切れているかどうかは別にして、その根拠を我々としてチェックさせていただいたと思っております。

したがって、需要量についてはそうですし、供給施設についても、申し上げたように、こういう供給施設に府県として頼りたいというご意向を聞いた上で、かつ我々、河川管理者なんかの情報も入れながら、フルプランとしてこれでバランスがとれているかどうかという確認をしてきたかと思っております。

それから、これもありましたように、新規で、あと川上ダムなり天ヶ瀬再開発等、きょうの資料でも載せておるわけですが、これはもう阪神地区というよりは、一部、三重県の伊賀市だとか、こういったところの手当てというのが事業として残っているという状況かと思っております。

ここから手続のお話にはなってくるわけですが、河川整備計画案というのは、河川法に基づいて地方整備局長がつくるものです。それをつくるに当たっては、河川法に書かれている手続として、知事さんのご意見を聞こうということで、今そういう手続に入っている

という状況です。それから、きょうご議論いただいています水資源開発基本計画、いわゆるフルプランというのは、水資源開発促進法に基づいての需給計画なわけでございます。これについても、水資源開発促進法の中で、それを変更するときには関係の府県知事さんのご意見を聞きなさい、それから関係省庁の意見を聞きなさいとなっているわけで、河川法のほうが先に知事さんの意見を聞くという手続に入って、このフルプランについては、きょうのご議論を経て、問題なければこういう格好でこの後、各府県知事さんのご意見を聞くという格好になります。

そういう中で、河川法でもこの今回のものでも同じですが、また知事さんのご意見をこれから聞く状況でございます。その後どういう形になっていくかというのは、そのご意見をいただいた上で、仮にこの協議した案に何かのご意見が出てきて、河川法の計画であろうが水資源開発促進法の計画であろうが、その協議した案と、もし本当にそのご意見、どういう意見が出てくるかわかりませんが、それを受けて、再度変更ということも理屈上はあり得る。それは今後のこととして待たないといけませんし、仮にダムの事業がどうかというようなご意見があるとすると、先ほど田中が申し上げたように、これだけの水は要るけどもまだ供給施設の当てがない状況が続くという、今日ご議論していただく形が、変更になり得る可能性はまだ残っているとは思いますが、今日のところは、意見をこれから聞く案文としてはこれでいいでしょうかというご審議をいただいているところですので、今後の展開を待つてかなということかと思っております。

【虫明分科会長】 大変、基本的な事項をどうもありがとうございました。

それでは、次にもう一つ、第3章のその他水資源の重要事項ということについての説明が残っております。これを伺ってから、また第2章、第3章含めて全体の議論をしていただきたいと思えます。

それでは、第3章のご説明、田中さん、よろしく申し上げます。

【田中水資源総合調整官】 それでは、第3章ということで、本文の対比表の19、20ページをお開けいただきたいと思えます。それからあわせて説明資料Ⅱの資料10、こちらにその他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項の事例ということで、現行計画の12年度目標の中で取り組んできたもの、それから今後も引き続き行うものについてまとめた事例集がございます。

まず20ページの対比表のほうでございますけれども、1番目としては、総則ということで、各種用水を依存している諸地域において、適切な水利用の安定性を確保するため、

需要と供給の両面から総合的な施策を講じていきたいと思いますということで整理させていただきました。

それから、2番目の項目の水源地域の関連でございますけれども、こちらのほう、かなりダム開発の関係で完了しているところで、上下流の交流、連携というものをいろいろ取り組んでおります。水源ビジョン関係でございますけれども、資料10の事例のほうでいきますと、11ページ目のところにちょっと記載してございますけれども、高山ダムから青蓮寺、室生ダム、それぞれ上下流との交流関係を行うということで、ビジョンをそれぞれ平成14年から16年にかけて、上下流との交流をしているということがございます。そういったこともございまして、アンダーラインで記載している部分を追加させていただいて、「上下流の地域連携」、これを特徴ある活性化を図っていこうということを追加させていただいております。

それから、3項目目のところでございますけれども、これは新規利水開発以外の部分の川の利用の部分。ですから左の19ページで見ますと、治水対策、それから河川環境の保全、水力エネルギーの適正利用、これを努めていくと。それに対して既存水利と水産資源の保護には配慮していこうという考え方でございます。これを今回、変更案としては、流域での健全な水循環を重視しつつ、上下流も含めて、水の循環利用が重要であるということと、清流ルネッサンス等の水環境の改善のための取り組みということでございますけれども、こちらについては資料10の43ページ、それから44ページぐらいに当たるところなんですけれども、第2期の水環境改善緊急行動計画、こういったものを取り組んで、河川環境の保全に努めていこうということでございます。

それから4項目目ですけれども、これが地下水利用の関係でございます。先ほど需要想定でも総括等のご説明を若干いたしましたけれども、地盤沈下のほうはおさまっている状況でございます。ただ、新たな地下水利用が大阪市とか京都市のほうでは進んでいるということから、安定的な水の供給を図りながら、地下水採取の規制とともに地下水位の観測や調査等を引き続き行いたいと。あわせて、緊急時等における地下水の適切な利用方策を検討する。これらによりまして、地下水が適切に保全・利用されるように努めるという項目を1項目独立させているということでございます。

それから22ページでございます。この第5項目のところでございますが、淀川は上流から下流まで含めますとかなり水道用水を繰り返し使っているということがございます。そういう特色を(5)の中で入れつつ、より一層の水質向上に取り組むということを記載

させていただきます。

①から④については、量的な部分ですね、質というよりは量的な部分でのいろいろなことを取り組んでいこうということでございますので、(5)の項目の中に水質のことも取り組んでいこうということで記載させていただいているところでございます。水質のところは、かなりいろいろなところに資料があるわけなんでございますけれども、代表的なところをいいますと、資料10の36ページのところでございます。下流の水道のほうは大阪府上水道関係、神戸のほうに送る部分もそうですけれども、高度処理をほぼ全部入れているというところでございます。ただ、もう一つ下水処理のほうを見ていただきますと、滋賀県等、上流のところ、琵琶湖も含めて下水道普及しているところについては、高度処理の割合が非常に高いと。滋賀、大阪、京都、こういったところは全国的に見ても比較的、上位にランキングされているということで、水質に対する対策をいろいろ講じているというところでございます。

それから22ページ、対比表のほうに戻っていただきまして、6の項目、これが渇水のところでございます。渇水のところについては、今回、安定供給可能量ということで、近年20分の2の確保ということを都市用水でやっていこうということですので、これらについての実際の渇水に入る前の段階からのいろいろな調整とか取水制限とか、そういったところへどういうふうに安定供給可能量の考え方を入れていくとか、そういったものの具体化を図るということで、前半部のところを記載させていただいています。

「また」ということで、淀川の特徴ということで、琵琶湖からの補給に多くを依存していることを考慮していこうと。その上で、異常渇水時や事故等の緊急時における対応について、平常時から関係者の理解と合意形成に努めながら対策を確立していこうということでございます。

それから、7番目の項目のところは、将来的な地球温暖化に伴う気候変動による水資源のさまざまな影響への対応策について調査検討を進めつつ、水資源開発施設及び水利用施設の改築・更新等を見据えて、その具体化に努めるものとするということで、今後、温暖化のシミュレーションが河川流況に反映されるようになってきますと、かなり具体的な水の量の利用の部分、それから水質の水温とかそういったところにも多分影響が出てくると思いますので、質の部分についての調査検討等、そういったものが含まれてくれば、現行の取水位置でいいのかとか、浄水場の規模とか、いろいろなものが将来的な部分に備えて整理なり準備なりをしておく必要があるということでございますので、この項目を新たに

性、財政事情に配慮するというものでございます。

ざっとでございますが、以上でございます。

【虫明分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの第3項目目の説明に対してご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

24ページ目、例の撤退に関係してのお話ですが、これは具体的に今までもうほかの水系で事例はあるんでしょうかということと、具体的にはどういう法律に基づいて、どんな手当てをするのか、もしそういう情報があれば教えてほしいと思っているんですが。

【田中水資源総合調整官】 これについては、具体的に利水が完全撤退したというところの、淀川水系のような形で複数のダムに乗っていて、それからそれぞれおりていくという形のもの初めてではないかと思えます。通常は1対1でやっていて、おりましたという整理はあるんですけども、今回は、大阪府営水道なんかは複数のところのダム水源からおりているというような形なので、1対1ではなくて複数のところでやっていくということになると、それぞれの、当該事業というのは特定多目的ダム法の廃止の手續とか、それから水機構法の廃止手續ですから、そこの部分のところで見ますと、利水としての廃止ということなので、言ってみればダム高等が下がってくる。そのときに、今までもう手をつけちゃったり撤退するに当たって、今後の建設見合いで新規分は該当しないのかもしれないけれども、そこまでの撤退するに当たって途中のところまできちんと撤退費用として見なきゃいけないというルールがございますので、ただそこところが複数のところに乗っていると、いろいろと調整もあろうかなと。こっちはダムはこういうルールなのに、こっちは違うねとか、そこをすり合わせをしていかなければならないというのが今回淀川の中で一番大きな部分ではないかなと思えます。

そういうことからすると、関係する者が単に1つのダムだけではなくて、やっぱり水源地域としての考え方の中で、それならやむを得ないかなとか、そういった部分のどうしてもお話し合いなり理解をしていただかなきゃならないですし、撤退されるほうから、事業者なり水源地域の方から見ると、あれ、ちょっと違っているようなところもあるなど、そういったところもありますので、利水が撤退するには、ちゃんと責任を持って撤退するというところもございます。そういった意味合いで、ここのところは両方からある程度理解がいただけるような形の記載にしております。

そういうことで、直轄ダムであれば、規則としてはそれぞれ法律に記載されております

けども、ただ淀川の場合は、通常の1対1というような形じゃないというところがかなりあって、そのこのところを納得いただいた上で整理していかなければならないので、いろいろ難しい点があるのかと思います。

【虫明分科会長】 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【池淵特別委員】 このフルプランをきょう淀川で新規でこれで行きましようとなつて、これからまた知事にもう一回、意見を求めるという手続がまたあつて、それから関係省庁、ということですか。

【田中水資源総合調整官】 はい。

【池淵特別委員】 ということなんですね。水資源開発促進法の部分については、特にここに挙がっている川上ダムにしろ、再開発にしても、必要性、需給バランス含めて妥当だと思うんですけども、一方で河川法の、さっきもおっしゃったように、ダムの場合は両乗りみたいな形になって、地元では結構厳しいあれがあつて、そういった中で、今も知事に意見を聞くというところに行っていると思うんですけども、優先順位も含めて、さっき上総さんがおっしゃったように、いろんな調整等をして、国はこれで行きますという形で決めて、我々はそれに関連する施設として必要性もフルプランとしてはこれで妥当だというふうに行くと思うんですけども、そういう形で、若干、地元のほうでものすごく厳しくて、我々も含めてあるんですけど、見直しとかそういう形のものが仮に起こった場合は、これ昔もあつたかなと思うんですけど、その形の決着等はした上で、もう一回開くということは、そういうことはないだろうとは思いますが、そういう手続もまた一方ではあるかもわからないということであるんですね、今、ご説明ではね。

はい。それは理解いたしました。それと、1と2に絡む形でもいいですか。

【虫明分科会長】 はい、結構です。

【池淵特別委員】 その他の需要で、安威川ダムの、ここは書きようがもうその他ということでも2行でなつておるんだけど、事業主体とかこういうものは、その他というのは、そんな扱いで、工期も何も書いていないので、今までこういう扱いで通つておるんですか。

【田中水資源総合調整官】 本文ではそういう位置づけになりますので、部会でも分科会でも、いろいろ資料は提示しております。きょうの資料7の一番後ろのところに……。

【池淵特別委員】 ちゃんとこれぐらい本文にも書いてもらわんと。

【田中水資源総合調整官】 一応、国のつくる計画ということで、国が事業主体の部分ばかり書いておりますが、地方のほうは地方自治体のほうの自主性をやっぱり尊重す

べきということもありますので、本文では簡単になっています。今日は、内容がわかるような形でということで、国のものと同様な形で資料は用意しておりますので、こういった前提の中でその他事業を書かせていただいているということです。

今までは、どちらかというとその他事業というのはたくさんある、たくさん必要だったんですね。ところが需要と供給がキャッチアップしまして、だんだん絞られてきて、今回の淀川のように1つぐらいなら書いてもいいじゃないかというようなことかと思うんですけど、これまでどおり、その他として整理させていただいて、しかし、この資料7の中で、きちんと諸元を明示させていただいているということでございます。

【池淵特別委員】 それともう一点だけ、川上ダムで堆砂のあれで、そのときに、利水補給のための容量、これ、流水の正常な機能の維持という中に入るうまいやり方かなと思うんだけど、これはこれからアセットマネジメントとかそういう意味合いで、流水の正常な機能の維持というくくりの中に、環境とかいろんなことが出てくるんだと思うんですけども、こういうくりにされた背景をちょっと教えていただければありがたいなと。外へ飛び出すんじゃないしに、中に含めたことについて。

【田中水資源総合調整官】 これは純粋に、ダムに堆砂が進んできて、ある程度限られた条件じゃないとこういう形はとれないと思います。先生もご存じだと思うんですけども、木津川のダム群のところ幾つかございまして、そちらのほうでは堆砂がある程度進んでいますけども、いわゆるダンプで運び出しできる陸上掘削の部分と、それから水深を落とすとしても落とせない部分がありますので、そういったところは浚渫船とかそういうことでやります。当然、浚渫船でやりますと費用が相当、単価額的にも約8倍からそれぐらいの差が出てくるということですので、できるだけ陸上掘削のバックホウでダンプに積んでいくような形をとりたいんですけども、それをやるに当たって、できるだけダムの水位を下げられる工夫ができればということです。今のところ、そこは流水の正常な機能の維持の部分までは下げようということで、利水の容量の部分まで下げるということは考えていない。ですから、流水の正常な機能の維持のところを下げ、正常流量をほかから、川上ダムから補てんしていこうという考え方ですので、治水の中でやるという整理をしております。その中で、ちょっと説明でも触れましたが、50年ぐらいの単位で見ると十分コスト的にもペイするというラインの整理でいこうということです。今回、こういうようなことが出てきましたので、新たに流水の正常な機能の中に堆砂対策を入れるということで、治水のほうを所管する河川局のほうからそういう整理をするということが出てきましたの

で、水資源部としても内容的には問題なかろうということ今回、本文の中の括弧書きで事業目的に記載させていただいたところでございます。

【池淵特別委員】 はい、わかりました。

【虫明分科会長】 はい、佐々木委員。

【佐々木特別委員】 この「第3章」ですが、私はこの中身については、もう今までもいろいろ申し上げてきたし、もう十分だと思います。

1つ、もし、欲を言えばということで申し上げますが、淀川水系以外の他のフルプランの資料をここで幾つか拝見したと思うのですが、そのときに私の記憶では、フルプランの一番最後、きょうの「説明資料I」でいえば、24ページの第3章12項目の後に、手紙でいうと「追伸」みたいな形で、数行文章を付したフルプランがあったのではないかと思います。ですから、もしそういうことが本日のフルプランでも許されるのであれば、今回のこの淀川水系のフルプランでは、第3章を従来の7項目から12項目に増やした。これは、1つは単に数が増えただけではないと思うのですね。そんなことではなくて、もっと重要なことは、今までの第1章、第2章の「需要」を「供給」がキャッチアップする、そういう形の考え方から、「その他重要事項」、第3章を特に重視するようなフルプランへの実質的な機能というか役割が非常に大きく変化してきているのだというようなことを書けたらいいと思うのですね。そうすると、いわゆる平成27年度以降の「総合的な水のマネジメント」の話へ移っていくと仮定したときに、うまく移行できるのではないかと考えるからです。

ちょっとルール違反かも知れませんが、今のことと関連して、お尋ねしていいのかわかりませんが、先ほど冒頭で部長さんのごあいさつの中にあった、国連の水と衛生に関する諮問委員会云々というこのプレスリリースの翻訳みたいなものがありますが、これをちょっとばらばらと見ていたら、その2ページ、3ページのあたりで、すべてそうですが、「統合水資源管理」と、そういう翻訳になっているのね。これは国交省が訳したのでしょうか。できれば、片一方のほうの例の調査企画部会では、「統合」でなくて「総合」を用いているわけですから、言葉を統一して欲しいですね。同じく、総合水資源「マネジメント」という片仮名を使っているのに対して、ここでは統合水資源「管理」というふうに使われているのを、ちょっと気になっているところですね。

それから、質問といえば、今の2ページの左の中段移行の橋本行動計画云々というのがありますが、そのところの6つの分野の中の「水事業体パートナーシップ」って、これ

は何なのでしょう。これは今質問するとルール違反かな。

【虫明分科会長】 先にこの後の質問について廣木さんから答えて下さい。

【廣木水資源調査室長】 この水事業体パートナーシップというのは、橋本行動計画というこの諮問委員会が2006年に発表した提言書の中で提言されたもので、一言で言うと、各国の水道事業体がお互い姉妹水道局提携を結んで、教え合おうとするものです。例えば先進国は進んだ技術、例えば漏水率の低さで日本はトップレベルですけれども、そういう技術だとか管理の体制を、まだ漏水率の高い水道事業体に移転して、結果、そういう遅れたところが伸びて、世界により多く、安全な水が供給されるようになるといった、そういう概念のパートナーシップでございます。

【佐々木特別委員】 おっしゃっていることは誠にそのとおりだと思いますけど、僕らの分野で今、「パートナーシップ」っていうと、パブリックとプライベートのパートナーシップという、いわゆるPPPというところにもものすごくこの言葉が使われているので。世界的にも。だからその「パートナーシップ」と関係があるのかなとちょっと思って、変な言葉だなと思ってお聞きした次第です。わかりました、ありがとうございます。

【虫明分科会長】 では、最初のこの12項目を出す精神をちゃんと解説したものをどこかに書いたらというご指摘についてお願いします。

【田中水資源総合調整官】 実は委員からご指摘があったことは、一番最初に全部変更を取り組んだ吉野川水系で、記載しております。これは、吉野川総合開発で早明浦ダムが貴重な四国の水源施設だということで……。

【佐々木特別委員】 そうだ、思い出した。吉野川のフルプランの末尾ですね。

【田中水資源総合調整官】 結局、その水系のかなめになるところが今のフルプランの書き方だと記載できないと。そういう数字ではなくて、スピリットを入れようと、気持ちを入れる必要があるんじゃないかと。それを長もちさせたり、みんなのことをいろいろ考えていかなきゃいけないんじゃないかということで、その恵みを未来に引き継ぐことが重要であるというような形で、吉野川の場合は締めくくっております。

そここのところも当然、淀川のところはございまして、6の項目と、それから9の項目に琵琶湖という固有名詞を入れさせていただいたのは、それを吉野川のように分けて書くのではなくて、このその他重要事項の中に盛り込ませたほうがわかりやすいだろうという形で入れさせております。

ですから、今佐々木委員からご指摘のあった点については、今回は淀川のフルプランで

ございますので、淀川らしさを書く分にはそのような書き方が可能なんですけれども、ほかのフルプランに向かっての書き方にしたいというのは、ちょっと記載ができないところがございますので、そのようにご理解いただきたいかなと思います。

【上総水資源部長】 ご指摘のところ、その趣旨は十分、我々としてしっかりと受けとめて、これがこれからの水資源の政策として大事なところの芽出しをしていただいたというところは、経過としてもそのとおりでございますので、それを忘れずにしっかりとフォローしていきたいと思っております。

【虫明分科会長】 よろしいですか。法定計画の記述というのは非常に制約があるらしいということらしいですから。

では、どうぞ。

【山本特別委員】 私もその他のところは非常によく書けているんじゃないかと思っていて、今後のこういうプランを立てる上で重要な項目が挙げられていると思っております。

ただ、1つ細かいことなんですけど、22ページの(7)のところ、「将来的な地球温暖化に伴う気候変動」の「将来的な」というのがちょっと悠長な気がして、この言葉が要るんだろうかというようなことをちょっと考えますね。わざわざここは、こういう言葉はなくても、もうみんなが取り組むということがわかっているようなところではないのかなというところもありますので。これは別に特にということではありませんが、そういう印象を持ちました。

もう一つは、調整官が先ほどお答えになったので確認したいと思っているんですけど、川上ダムの建設事業に関しまして、ここでは積み上げのデータ等々で、利水に関してはしっかり積み上げデータを見せていただいて、それはこちらも妥当だと思って審議して、そういう利水量に関してはきっちり審議ができていると思いますけれど、有効貯水容量に関しましては、先ほど言った既設ダムの堆砂除去のための代替補給ということで、そういう細かいデータは何ら多分議論していないと思うんですね。それは、別のところから来た計画に基づいてという話であって、その前提が崩れればそれも崩れるかもしれないということが、今日の前提だと思うんですけど、そういう理解でよろしいですか。今日の審議は、そういう形で審議していると理解してよろしいですか。

【虫明分科会長】 では、お答えください。

【田中水資源総合調整官】 2点目の川上ダムの関係についてはご指摘のとおりでございます。

【粕谷水資源計画課長】 山本先生がおっしゃられた将来的な地球温暖化というところですが、もし削ったほうがということであれば、私どもとしてはそういうことで削りたいと思いますが……。

【虫明分科会長】 おそらく僕はそうだと思います。これ、文章をつくったのが大分前で、これも半年たったら、だんだん認識が変わってくるような議論なのでね。

それについて言えば、ちょっと飯嶋部会長にもお伺いしたいんですけど、とっても別に、むしろ削ったほうがいいというような、今現状ではね。もうおそらく洞爺湖サミットでもかなり現実問題として対応策が、適応策が議論されるということもあります。もうひとつ、ちょっと細かいことなだけで、河川局の検討委員会は気候変動という名前がついたんですが、これは気象学者からの提案で、「気候変化」と直したんですね。つまりclimate changeというのは、当初に気象庁が気候変動と訳したのが間違いであって、climate changeは変化なんだと。気候はもともと変動するものだ、それはclimate variabilityとかfluctuationで表現されますが、ここではまさに人為による変化だから、changeのほうがいいということで、日本語も直したんです、河川局の答申書は。そのほうが正しいので、それでこれは学術会議でも同じような議論を気候のグループがしています。今まで誤訳をそのまま使ってきたのをどこかで正すという意味では、ここでも「気候変化」としたほうがいいのではないかと思います。

それを含めて、ここでご承認いただければ、「将来」をとるということと、「気候変化」ということにするということが適切だと思います。

【飯嶋特別委員】 「将来的な」というところにつきましては、部会でも議論がございました。そんな悠長なことを言っていていいのかということで、そのときから大分時間もたっておりますので、今日、先生方のご意見を踏まえまして、これを削除して、また今のご提案の「気候変化」という形で修正できればと思いますが、そういうことで、私、部会長といたしましては、よろしいかと思いますので、皆さんご意見、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【虫明分科会長】 どうもありがとうございました。じゃあ、修正するというので、事務局で修文して上に上げていただきたいと思います。

ほかには何かご意見。

【廣木水資源調査室長】 先ほどの「統合水資源管理」と、「総合水資源マネジメント」の……。

【虫明分科会長】 これを言い出すと、また非常に時間がかかります。その議論はまた別の機会にやりたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【榎村特別委員】 ほとんどよくわかったんですが、やはり私も3番目の重要事項のところ、非常に今後のことを考えたところで重要かなと思ひまして、大概これでいいかと思ひます。

この法律的な書き方って、すみません、計画事項の書き方の3と(1)の間のところに、こういうことが重要だということの何か頭文みたいなことは入れることは、書き方としてはできないんでしょうか。今後このところがいろいろ重要な意味を持つてくるので、各個別、12項目書いてあるというよりか、これが大事なんだという、こういう方向で大事なんだということを示唆するような文章を入れたほうが、今後のことに有効ではないかなと思ひんですが。そういうことが、こういう計画の書き方としてできるかどうかちょっとわからないんですが、それをお聞きしたいと思ひます。

それから、ちょっとまた戻るようなんですけども、24ページのところ2つありまして、(9)のところですけども、「水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする」ということで、今後この辺も重要な事項になってくるんじゃないかと思ひんですが、都市部においては、自然地域もそうですけれども、景観ということが非常に今後いろいろ大きな要素になってくると思ひますが、この環境機能の中に景観みたいな意味というものは含まれて考えておられるのかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

それから、(10)のところの縮小・撤退について、淀川水系はこういう形で始めたということでございますけれども、今後いろいろ細かい調整をなさってすり合わせていかれるということなんですけど、この文章を読むと、「当該事業に関する法律の規定に従い」というふうに、読むと、何かきっちり決まったものがあって、それに基づいていくというふうに読めるので、基本的なところの法律に決まっています、それに進めていかれるんだろうと思ひんですが、細かいところは非常に細かいすり合わせということになったときに、いろんな条件で、今後いろんなところでこういうことが出てきたときに、その条件によって変化してくる可能性があるような気もするので、この辺については、新しいそういうふうな基本的な細かいルールみたいなものを定められるのか、大枠の法律の中での調整を今後していかれるのか、その辺のところをちょっと教えていただきたい。現地のところでは、この辺の細かいふたをどれぐらいするかしないかによって、いろいろ議論もある

ところでございますので、この辺はどうなのかということをちょっと教えていただければと思います。

【虫明分科会長】 では、事務局お願いします。

【田中水資源総合調整官】 まず3章と第1項のところの間に入れられないだろうか。どちらかといいますと、この(1)が全体を言っているような形になります。これは量的な部分があるんだけど、1章、2章で押さえられないものについて、この中で言っていきましょう。それで、ただ(2)からそれぞれ(10)まであるんですけども、それだけではなくて、(1)から(11)の中で(2)から(10)を含めてお話し合いをちょっとしていきませんかということで(11)を入れているということで、サンドウィッチ形式になっています。これで淀川では整理させていただいているという形でございます。

ということで、3章のその他重要事項の間に全体の諸元的なこういう方向性を指すというのを記載するのはちょっと難しいのではないのかと。構成からすると、全部いじらなくてはならないのかなと思いますので、こういうような形で今回の淀川フルプランは整理させていただきたいと思います。

それから、2つ目の9項目目のところにあります「環境機能」に景観が入るのかというところがございます。水資源は比較的、量を考えて形での水環境、ですから、それに付随して当然、環境景観的な、景観的なところも含まれるとは思いますが。ですから否定はしませんけども、どうしてもここは景観というのは、水資源のいわゆる環境機能としても限界があるのではないかなと。水促法から考えていることを生かすという形で記載していますので、景観的なところというのがなかなかそこに直結してくるものではない。もちろん含まれてはいるんですけども、それで直結しているものではないという考え方を持っております。

それから10項目目の「当該事業」とあるけれども、細かなルールはどうするのかというところです。ここの「法律の規定に従い」というのは、特定多目的ダム法と水資源機構法に記載されているいわゆる廃止の条項がございますので、利水撤退もその中でやっていくこととなります。細かいところは、実はケースバイケースでありますので、事業主体、それから利水者、それから関係機関との調整をしながら話し合いを進めていこうということで、そのところは、この法律の中ですべてが決まるものではなく、あるいは細則を決めるということにはならないかと思えます。これはそれぞれのケースバイケースについてよく話し合いをして納得、理解した上で協議しながら進めていくということになると思

ます。かえって、法律で、ルールがないからやらないんだみたいな議論になるとまずいで、一番重要なのは、早くそういう利水者側の希望なりがあったり、あるいは治水と一体的にやっているようなものもございますので、よくお話し合いの上で決めていくということで、何かつくらなければ動かないということではなくて、お話し合いをしながらそういう方向性を整理していくということになるかと思しますので、細則ルールを決めるということではないと思しますので、そういうふうにご理解いただきたいかと思ひます。

それから、先ほど佐々木委員のほうからありました、そういったことを本文の中にその後の水需要マネジメントに移行するようなことを記載できないだろうかということがあったんですけども、本文にはちょっと難しいと思うんですけども、28ページのところに、今回、淀川水系における基本計画のポイントというものをまとめてございます。こちらのほうにそういった旨を、29ページの6の第5次計画の特徴の③として、そういったような項目を少し入れさせていただいていますが、このポイントというのは本文とセットで出ていくものですので、ここに考え方をちょっと入れさせていただいたらと思ひます。ということでございます。

【虫明分科会長】 ありがとうございます。

どうぞ、恵委員。

【恵特別委員】 教えてください。24ページの(9)の文章で、アンダーラインで「琵琶湖を含む淀川水系における」とされていて、まさにそれがいいと思ひますが、例えばこちらの水機構の2008年事業のあらましの26ページの冒頭には、「日本最大の湖である琵琶湖を水源に持ち」という言い方をしているのですが、「琵琶湖を含む」という言い方のほうが皆さんになじまれているのか、「琵琶湖を水源とする」という言い方についてどうか、何かそのような議論はあったのでしょうか。つまり、琵琶湖について何箇所か指摘され記述しているので、その総合的な視野の拡大について背景を教えてください。位置づけとして一部含むという議論だったのか、あるいは大きな位置づけがなされるべきという意図だったのでしょうか。「琵琶湖は関西に恩恵をもたらす母なる水源」と言ったほうがよいのではないかという気がしたのですが。部会でのご議論はいかがでしたでしょうか。

【虫明分科会長】 部会長、あるいは部会におられた方で、いかがでしょうか。

【池淵特別委員】 議論が出たのかどうか、全部参加したわけではないのでわかりませんが、琵琶湖を水源というのは、地元では反感を買う。琵琶湖を水がめという意味合いでとらえるのはよくないというのは結構あるんですね。だから琵琶湖を含むとか、こう

いうふうにするほうがニュアンスとしては良いかなと、ちょっと思った次第です。

【虫明分科会長】 何かほかに。ここは自然環境とかそういうことを言っているの、それも水源だから自然環境に配慮しようというの、ちょっとという感じがして、むしろこうしておいたほうがいいなと私も思っていましたけど。

【恵特別委員】 はい、了解しました。

【虫明分科会長】 ほか何か、ぜひご発言したいという方がおられましたら伺いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、非常にたくさんのご意見をいただきましたが、ここで取りまとめをしたいと思えます。結論としては、淀川部会において取りまとめたいただいた計画案を、一部先ほどのその他の事項の表現の微修正はありますけれども、全体としてはこの案をこの分科会の案としたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【虫明分科会長】 どうもありがとうございました。ご異議がないようですので、当分科会としてこれをもって了承することといたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、本件に関しましては、この後で国土審議会長の同意をいただいた上で、国土審議会としての正式な答申となりますので念のため申し上げておきます。事務局から今後の予定について説明していただきたいと思えますが。

【西川水資源政策課長】 それでは、計画決定に向けての今後の予定について簡潔にご説明させていただきます。今後、関係府県知事の意見聴取及び関係省との協議を行い、閣議決定を経て、次期計画案を決定してまいる予定でございます。

【虫明分科会長】 ありがとうございました。

ちょっと私の不手際で会議の時間が延びていまして、あと少々かかりますけれども、ぜひご了承いただきたいと思えます。もしお時間のある方はご退席せざるを得ないと思えますけれども、よろしく願いします。あと10分少々で終わります。

続きまして、その他の議題に移りたいと思えます。

まず、淀川水系以外の水系におけるフルプランの状況について、事務局から報告していただきたいと思えます。よろしく願いします。

【田中水資源総合調整官】 議題2関係ということで、一連資料を用意してございます。

利根川水系でございますが、昨年12月のこの分科会にて、変更案を取りまとめた

できました。現在、各県と、それから関係省庁との協議をしております。その経過の中で、埼玉県のほうから数値の精査、需要想定値の精査がございまして、それを2ページ、3ページ目でちょっと入れてございます。埼玉県の需要の水道のところ、毎秒33.93立方メートルというのが33.91立方メートルに、0.02立方メートルほど精査の結果、下方修正がありますということで、閣議決定する本文の内容には一切影響はないんですけれども、分科会に提示した資料について、2ページから9ページまで、細かい参考資料も含めて赤字の部分が修正になりますので、その旨報告いたします。

それから、豊川水系と木曾川水系の一部変更を行いまして、閣議決定が6月3日になされております。そういったところでございまして、各水系とも次のステップに入ってきている状況でございます。

それから、資料にはございませんけども、吉野川水系のほうでございます。こちらが平成14年2月に現行計画を閣議決定して、全部変更を先頭で走っております、こちらが5年ほど経過しましたので、中間評価ということで、今月16日と17日に、吉野川部会ということで現地を見ていただいて、17日に中間評価のやり方について議論を、着手した状況でございます。今後の状況については、また整理して、機会ごとに、ターム、タームでご説明なりご報告したいかと思っています。評価案については、事務局で作成して、部会でいろいろご議論いただいて、それを分科会にご報告したいと思っております。分科会の会議として上げるか、あるいは個別の各委員の先生に持ち回りで上げさせていただくかということは今後、分科会長とご相談の上、進めさせていただきたいかなと思っています。

以上がその他水系の状況でございます。

【虫明分科会長】　　じゃあ、続きまして、調査企画部会の検討状況の情報について、廣木水資源調査室長から説明いただきます。よろしくお願ひします。

【廣木水資源調査室長】　　説明させていただきます。調査企画部会における総合的水資源管理の検討状況についてという資料でございますが、昨年12月にこの水資源開発分科会で調査企画部会を設置するということを決定いただきまして、先ほど淀川でも話がございましたけれども、水需要が供給に追いつかない状況から脱却しつつある中で、一方で安全でおいしい水、いろいろな事故リスク、水質リスク、震災時の供給力低下、あるいはさらに大きな問題として、気候変化などを踏まえた総合的な水資源管理への転換ということを議論する、そういう部会での命題のもとに調査企画部会が設置されたわけでございます。

現況でございます。ページを1枚めくっていただきまして、右側に検討の流れということで、昨年度、水資源をめぐる課題はどういうものがあるかという整理をして、第2回目で今度は洪水と合わせまして集中議論を行って、気候変動に伴う渇水に対する適応策の議論がなされて、今年度はそれを踏まえて個別の課題を検討してまいりました。その中で書かれてある課題項目がそこに示してございます。施設の老朽化、地表水と地下水の一体管理、水源地域の活性化、それから需要面を弾力的に運用して、水を大切にする社会を構築する、また、水量と水質を一体管理して安全でおいしい水を確保していく、また供給面で、水系全体で見ているいろいろな課題を解決していく、また豊かな水環境をつくっていく。そしてそれらをくくる課題として、気候変動による新たなリスクを処していくという検討を現在していただいております、さらに近い将来に総合的水資源マネジメントのための計画のご議論をいただいた上で、中間の取りまとめをいただくという方向になってございます。

最後の色刷りのページは、その概念をまとめたものでございますので、ご参考までおつけいたしました。

また、あわせて先ほどちょっと議論にもなりましたが、記者発表資料とある資料ですが、国連水と衛生に関する諮問委員会が5月末に開催されております。1枚めくっていただきまして、この国連「水と衛生に関する諮問委員会」は、初代橋本総理議長のもとで国連事務総長、今、藩基文さんでいらっしゃいますけれども、に水と衛生に関するアドバイスを目的で設置されたものであります。現在は、オランダの皇太子殿下が議長を、それから我が国皇太子殿下が名誉総裁をお務めになっておられる、そういう委員会でございます。

今回、10回目の会合を日本で開催いたしまして、特にその中で、次のページにありますように「日本との対話」が開催されました。これは、国連の事務総長にアドバイスする上で、日本の取組み、あるいは日本の技術や識見を生かそうという趣旨で開催されたものでございます。この中で、6つの課題が議論されましたけれども、国土交通省に関するものは3つ、統合水資源管理、水と災害、衛生、いずれも先方が提示してきた議題に対して、我が国の取組みを説明したということで、例えば統合水資源管理というのは国連側からこういう議題をしたいということで議論したものでございます。最後の2行でございますけれども、いずれも日本としての取組みがよくわかったと。そして橋本行動計画に真剣に取り組んでいただいているということで、諮問委員会、議長はじめ高い評価をいただき

まして、今後の協力を約束して、そして取りまとめがあったという状況でございました。

以上でございます。

【虫明分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの2つの点についての情報提供といいますか、それに対するもし質問、ご意見があれば伺いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日はこれをもちまして議題を終了したいと思います。

事務局のほうへマイクをお返ししますので、よろしく願いいたします。

【西川水資源政策課長】 虫明会長、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から事務的な事項を説明させていただきます。本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省ホームページに掲載いたします。

なお、議事録につきましては、その前に委員の皆様方に内容確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで部長の上総からごあいさつを申し上げます。

【上総水資源部長】 本日は、大変ご熱心なご議論をいただきまして、淀川水系のフルプランの案をおまとめいただきまして、まことにありがとうございました。

先ほども申し上げましたように、今後、関係省庁、関係府県との協議等の手続を行って、計画の決定を行ってまいりたいと思っております。

中で、佐々木委員からのご質問があったので、手続上の可能性としてこういうこともあり得るということで発言させていただきましたけど、願わくばそういうことのないようにと考えておるところでございます。

本日いただきました貴重なご意見につきましては、今後の水資源のもろもろの政策に生かしていきたいと思っております。今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【西川水資源政策課長】 以上をもって閉会とさせていただきます。本日は、長時間どうもありがとうございました。

— 了 —